

意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

案件名	(仮称) 登別市町内会等の活動の活性化を推進する条例（案）について		
意見の募集期間	令和7年9月29日（月）～令和7年10月28日（火）		
担当グループ	市民生活部市民協働グループ		
意見提出者数	3者		
意見件数	5件		
提出された意見の概要と市の考え方			
<p>【分類欄について】</p> <p>A：意見を案に反映したもの</p> <p>B：意見を既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>C：意見を今後の参考とするもの</p> <p>D：意見を案に反映しなかったもの・その他の意見等</p>			
No.	意見の概要	市の考え方	分類
1	<p>条例のことは全くわかりませんが、読んでみたところ気になった所がひとつだけありました。10条の「この条例の施行に関して必要な事項は市長が別に定める」という事は、他に決め事がある時は、市長の独断で決めるという事でしょうか。何かを定める時は、必ず住民が決めるべきではと思いました。</p>	<p>第10条は、条例を円滑に運用するための事項を市長に委任するものであります。条例は議会の議決により制定されますが、具体的な運用方法や手続きといった実務的事項は市長が定める規則等によって担われます。従いまして、市長の定める事項は、あくまで条例の趣旨を実際の行政運用として具体化するためのものであり、条例の本旨を逸脱する事項を一方向的に決めるものではありません。</p> <p>なお、本条例については、令和7年第4回市議会定例会に提案する予定です。</p>	D
2	<p>本条例の制定に向けて、市連合町内会・各町内会と市が事前調査（アンケート、聞き取り等）をふまえ協議・話し合いを重ねてこられたことが活かされている条例となっていると思います。</p> <p>ただ、この条例制定自体市民の中にどれだけ浸透しているか、根本にある「町内会活動・運営そのものが危機的状況であり、ひいては（誰もがくらしやすいまちづくり）が危機的状況」であることに市民が気づいているかが疑問です。</p> <p>本条例の施行・運用にあたっては、草の根運動レベルといえるような丁寧な周知徹底でひとりでも多くの市民が知ることにより「まちづくりのためのみんなの条例」となること、そして私も含め市民と行政がいかしそだてていける条例になることを望みます。</p>	<p>本条例が制定された際には、町内会への加入及び町内会等の活動への参加につながるよう、行政だけではなく、市民等の協力も得ながら、本条例制定の背景及び条例の内容のほか、町内会の活動内容や地域における町内会の重要性等を広く周知していきたいと考えております。</p>	C

3	<p>制定にあたっては、何より最初に市民の意識調査・アンケート、町内会の実態把握・意見交換から取り組むべきではなかったかと思えます。先日の若い世代へのアンケート調査などは一番に取り組むべきでした。貴重なアンケートですので結果が出ましたら、お知らせください。</p>	<p>現在、市連合町内会からの要望に基づき、本条例の制定に向けて取り組んでいるところですが、条例案の策定にあたっては、まずは、町内会の実態把握等のため、市連合町内会の役員及び改革・改善・見直しプロジェクトチーム、日本工学院北海道専門学校、登別商工会議所、不動産事業者、その他関係団体との意見交換のほか、市内3か所において市民等との意見交換会を行っております。</p> <p>また、それらの意見交換等においても、今後、町内会等の活動を維持していくためには、若い世代の方の町内会への加入及び活動への参加が必要とのご意見を多くいただいたこともあり、今後、具体的な課題への対応を検討するため、若い世代や子育て世帯の方を対象としたアンケート調査を実施することとしました。現在、調査結果を集約しておりますので、取りまとめ次第、市公式ウェブサイト等において公表していきたいと考えております。</p>	D
4	<p>登別市まちづくり基本条例は、市民と市のまちづくりの基本理念が高く掲げられた市の最高規範条例であり、他の条例、規則等の制定にあたってはこれを尊重すべし（第27条）となっております。</p> <p>今回の条例制定にあたって、まちづくり基本条例について言及がなされていないが、それとの位置付け・関連性についても載せるべきではなかったかと思えます。</p>	<p>登別市まちづくり基本条例第27条では、「この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃にあたって、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。」と規定されておりますので、本条例（案）の内容を検討する際には、登別市まちづくり基本条例を考慮しており、整合性が図られるよう留意して作成しております。</p> <p>なお、登別市まちづくり基本条例において、他の条例と整合性を図るよう規定されておりますので、本条例への記載は考えておりません。</p>	D
5	<p>市長は、町内会活動など市民が積極的かつ主体的に取り組む活動に対し、深い理解と共感を持っていると考えます。</p> <p>本条例は理念上や言葉の上だけで加入促進を促すだけでなく、より具体的な形で町内会活動を維持し支援するための重要な条例であるといえます。</p> <p>その立場に立つならば、市（市長）として、毎年度かあるいは2年に1度、行政として町内会維持・活性化、加入促進などに対する施策の実施状況を広く公表することを、条例で明記すべきではないでしょうか。</p>	<p>市では、市が行った事務事業の有効性や必要性を客観的に評価・点検することで、事業の適正化・効率化を図るとともに、行政運営の透明性の向上を図り、市民の皆さんへの説明責任を果たすことを目的として、事務事業評価を毎年度実施しております。</p> <p>ご意見のありました施策の実施状況の公表に関しては、条例への明記ではなく、事務事業評価シートにおいてその内容を記載し、毎年度公表していくことを考えております。</p>	D